

正誤表

下記の箇所について、それぞれ下記のように訂正し、お詫びいたします。

① 140頁下から1行目から141頁3行目まで

誤

限定承認者は、限定承認をした後5日以内に、すべての相続債権者および受遺者に対し、限定承認をしたことおよび2カ月以上の期間を定めて、その期間内にその請求の申出をすべきことを公告しなければならない（民法927条1項）。

正（下線部）

限定承認者は、限定承認をした後5日以内に、すべての相続債権者および受遺者に対し、限定承認をしたことおよび2カ月以上の期間を定めて、相続債権者および受遺者がその期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨を付記して、その期間内にその請求の申出をすべきことを公告しなければならない（民法927条1項・2項）。

ただし、限定承認者は、知っている相続債権者および受遺者を除斥することができず、知っている相続債権者および受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない（民法927条2項ただし書・3項）。

② 141頁8行目から11行目まで

誤（下線部）

登記所がなすべき登記事項の公告と同一の方法でしなければならない（民法927条2項、79条2項・3項、民法施行法26条）。しかし、現在、登記事項の公告は行われていないので、登記所のなすべき公告（不登法149条2項参照）に準じて、官報に掲載して公告している。

正（下線部）

公告は、官報掲載の方法による（民法927条4項。なお、平成18年法律第50号による改正において、実務での取扱いが規定されたものである）。

以 上